

区分1【自然エネルギーの有効利用】

(H31.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考			
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ( )  太陽光発電または、 その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	太陽光発電設備 10kW 年間一次エネルギー量換算 100GJ	2	2	5,000 m <sup>2</sup> 未満では 500 m <sup>2</sup> につき 1kW 設置で基準点 2 1.5kW " 4 2kW " 6  この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。			
		" 15kW " 150GJ	4					
		" 20kW " 200GJ	6					
	延床面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上  太陽光発電または、 その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	太陽光発電設備 20kW 年間一次エネルギー量換算 200GJ	2					
		" 30kW " 300GJ	4					
		" 40kW " 400GJ	6					
	太陽光発電の蓄電	太陽光発電を蓄電する設備を設置した場合	1					
	自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合			2		
		地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合			1		
自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)		採用した場合	各1					
自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)		採用した場合	各1					
太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)		採用した場合	1					
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 P.6 に記入	大開口窓と布地による二重被膜間をエアフローし省エネと自然光の取り入れを計画	1又は2	1		採点は基準点の範囲で区が認めた点数			
合計点				3				

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点		適合水準配慮	
4～5点		良好な配慮	
6点以上		優良な配慮	

区分2【省エネルギー対策】（共同住宅以外）

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
エコカーの普及	電気自動車充電器	設置した場合	1		一般利用
	電気自動車充電用コンセント	駐車台数5台当たり1以上設置した場合	1		
	カーシェアリング	採用した場合	1		
性能断熱	外皮性能 パリメータゾーンの年間熱負荷係数(PAL*)	設計値/基準値を1.0以下で計画	1	1	建築物省エネ法誘導基準
省エネルギーシステムの導入	人感センサー利用照明	採用した場合	1	1	トイレなど不特定多数の方が利用する場所への設置
	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1		効果の見込める居室への設置
	全熱交換器	採用した場合	1	1	同上
	CO <sub>2</sub> 制御換気システム	採用した場合	1	1	同上
	エネルギー管理システムの導入	BEMSの採用	2		建物全体で採用された場合
	大温度差送風・送水システム	採用した場合	1		
	高効率照明設備の採用	LED照明を採用した場合	1	1	
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	1	
	高効率ボイラ 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの。	採用した場合	1		
	コージェネレーションシステム 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの	採用した場合	2		
	高効率給湯設備(エコジョーズ等)	採用した場合	1		
エネルギー消費	一次エネルギー消費量 設計値/基準値(BEI)	0.8以下で計画	1	1	建築物省エネ法誘導基準
		0.5以下で計画	2		ZEB Ready
		0.25以下で計画	3		nearly ZEB
その他、「省エネルギー対策」事項 P.6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2			採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				7	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点		適合水準配慮	
4～5点		良好な配慮	
6点以上		優良な配慮	

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2
みどりの量	緑化率	基準(1)どおり	1	/	採点1の合計 2 1点 3~5 2点 6~8点 3点	/
		基準を2パーセント上回る	2			
		〃 4 〃	4			
	高木(2)の配置(本数)	基準どおり	1			
		基準を20パーセント上回る	2			
		〃 40 〃	4			
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(1)を満たす	1	/	採点1の合計 0点 0点 1 1点 2 2点	/
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1			
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	/	採点1の合計 0~1点 0点 2~4 1点	/
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1			
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1			
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1			
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の本数が2割以上かつ10本以上存置	1	2	採点1の合計 0点 0点 1 1点 2~3 2点 4 3点	2
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
		高さ10m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)	1	1		
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	/	採点1の合計 0点 0点 1 1点 2~3 2点	/
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1			
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1			
その他、「みどりの保全・創出」事項 P.6 に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2	/	採点は基準点の範囲で区が認めた点数	/
合計点						2

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1~3点		適合水準配慮	
4~5点		良好な配慮	
6点以上		優良な配慮	

- 1 「世田谷区みどりの基本条例」による
- 2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木  
準高木 〃 2.5~4m未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2		
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(1)の1.25倍で計画	1	1	品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(1)の1.5倍で計画	2		同上 耐震等級3相当
	雨水流出抑制	基準(2)を15パーセント上回る	1	2	今回の開発工区において
		基準(2)を30パーセント上回る	2		
防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの	
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1		延べ面積1万m <sup>2</sup> 以上の場合は、2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1		延べ面積1万m <sup>2</sup> 以上の場合は、2を超える配慮
		居住者50人あたり1基以上設置した場合	2		延べ面積に関らず
	防災井戸	設置した場合	1		
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1		
	非常用発電機	設置した場合	1		設置容量5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1		設置容量5kWh以上(太陽光発電の蓄電以外)
	災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m <sup>2</sup> 以上確保した場合	1		
その他、「災害対策」事項 P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点				4	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点		適合水準配慮	
3～4点		良好な配慮	
5点以上		優良な配慮	

- 1 建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの
- 2 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

